

住民投票までの 主な流れ

署名集め開始 12月10日

- 東京都 2カ月以内
- 大阪市 1カ月以内
- 有権者の
50分の1以上

首長(知事や市長)に
住民投票条例制定を
請求

20日以内

首長が議会を招集

首長が議会に付議

過半数で議決

条例公布

住民投票実施

「原発是非問う住民投票を」 署名の受任者が不足

東京都と大阪府で原発の是非を問う住民投票を目指している市民グループ「みんなで決めよう『原発』国民投票」は、住民投票の条例づくりに必要な署名集めを12月10日に始める方針を決めた。同日を予定していたが、事前の手続きに時間がかかったためという。

署名集めを担う「受任者」の数が目標に届いておらず、グループは参加の呼びかけに力を入れている。

東京都は東京電力、大阪府は関西電力の大株主。両自治体の市民が意思を示すことで、国に反映を迫ることが狙いだ。請求代表人に東京では漫画家のちばてつやさんや首都大学東京の宮台真司教授ら、大阪ではジャーナリストの今井一さんらが名を連ねる。東京と大阪に事務所を置いている。

東京都で条例制定を直接請求するには、有権者の50分の1にあたる約21万4200人の署名を2カ月以内に集めなければならない。大阪府では約4万2600人で、1カ月以内。署名は、請求代表者か、選管に登録した受任者が署名者と対面して集めるのがルールで、受任者を多く確保する

ことがカギになる。

過去の住民投票の経験から、事務局が必要と考える受任者は東京が2万人、大阪は3千人。しかし、28日現在で確保できたのはそれぞれ3千人と1200人という。東京側で事務局を務める中村映子さんは「直接請求はルールが厳格。じっくり説明しないと受任者に

もなつてもらえない」。

新宿区内で会社を経営する古田真人(まこと)さん(48)は連日、事務所に通い、はがきやチラシの発送、電話の応対をしている。「電氣を使ってきた側として、みんなで意思を示したい」

グループは都内や大阪市内のターミナル駅を中心に署名集めをする予定だ。